



※建設会社・施主の皆様へ
本書は実際に使用される方
と建築物を管理される立場
の方へ必ずお渡しください

防犯BL-bs 部品交換等支援のお知らせ

1. 支援の概要

一般財団法人ベターリビングでは、当財団が防犯関係優良住宅部品として認定する防犯BL-bs 部品を購入された方（以下「所有者」といいます。）が対象期間内において、第三者による侵入盗難を目的とした犯罪行為による被害に遭われ、支援金の請求を行った所有者に対して支援させていただくこととしておりますので、お知らせします。

2. 対象部品

交換等支援金の支給対象部品は、当財団が発行している防犯に係るBL-bs マーク証紙が貼付されている①玄関ドア（改修用玄関ドアを含む）②玄関ドア用錠前③サッシ（改修用サッシを含む）④面格子と、防犯BL-bs 部品交換等支援制度がついている旨の表示（[詳細はこちら](#)）がされた⑤安全合わせガラスになります。なお、サッシには、ガラス部分は含みません。

3. 支援の対象者

支援の対象者は「防犯BL-bs 部品」の所有者です。

4. 交換等支援の条件

所有者の住宅に設置された上記の対象部品が、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に支援を行いません。

- 一 第三者の侵入盗難を目的とした犯罪行為による毀損であること
- 二 交換等が必要な程度の毀損（軽微な補修を除く）であること
- 三 警察への被害届が受理されたものであること

5. 交換等支援金の支給対象期間

防犯BL-bs 部品の据付・工事業者からの引渡し日から3年間。ただし、メーカー出荷日から4年以内とします。

6. 交換等支援金の支給額

交換等支援金の支給額は、次の各号に定める金額とします。ただし、同時に一から五までの場合に複数該当する場合は、該当するそれぞれの金額を合算した額とします。なお、サッシには、ガラス部分は含みません。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 一 玄関ドアが毀損され、交換等が必要な場合 | 8万円 |
| 二 玄関ドア用錠前が毀損され、交換等が必要な場合 | 2万円 |
| 三 サッシが毀損され、交換等が必要な場合 | 4万円 |
| 四 面格子が毀損され、交換等が必要な場合 | 5万円 |
| 五 安全合わせガラスが毀損され、交換等が必要な場合 | 2万円 |

7. 支援金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた被害に対しては支援金をお支払いしません。

- 一 所有者の法定相続人の故意、重過失、犯罪、闘争行為
- 二 戦争、武力行使、内乱、暴動、労働争議等に伴う暴力行為または破壊行為およびテロ行為に起因するもの
- 三 地震、噴火、津波、核燃料物質等による汚染物の放射性、爆発性その他有害な特性に起因するもの

8. 被害時の対応

被害にあった場合は、被害のあった当該防犯BL-bs 部品の写真（全体像と被害部分）を撮影し、警察に被害届を提出するとともに被害証明書を受理するか被害届受理番号を聞き、記録しておいて下さい。

9. 交換等支援金の請求先及び給付

交換等支援金の請求にあたっては、下記宛に、裏面の請求書に次の必要添付書類を封書に同封の上、郵送にて提出してください。

- 一 毀損された当該防犯BL-bs 部品の写真2枚（全体像と被害部分、うち1枚は、防犯BL-bs マーク証紙の貼付が確認できるもの）
- 二 毀損された当該防犯BL-bs 部品の据付・工事業者からの引渡日の確認が出来る資料（当該部品の購入領収書又は新築の場合住宅の引渡書等の写し）
- 三 毀損された当該防犯BL-bs 部品の交換等に要した費用の領収書（他のものと一括の場合は、明細が明らかになる領収書又はこれに代わる書類）
- 四 被害証明書（被害証明書が発行されない場合は、被害届受理番号を請求書に記載）

書類を確認の上、不当でない請求と認めるときは、交換等支援金は、請求書に記載された所有者の預金口座への振り込みにより行います。なお、当財団は、所有者に対する事前の通知なく、本お知らせの内容を変更することがあります。

〔問合せ及び請求先〕

あて先： 一般財団法人ベターリビング 保険・表示課
住所： 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング
電話番号： 03 (5211) 0559